

## 青梅市公園条例等の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 3 0 年 1 2 月 3 日

提出者 青梅市長 浜 中 啓 一

(説明)

青梅市公共施設等総合管理計画にもとづく公共施設のあり方に関する検討結果を踏まえ、体育施設として設置している風の子・太陽の子広場を公園施設として見直すほか、都市公園法施行令の一部改正に伴い、都市公園に設ける運動施設に関する基準を定めたいので、この条例案を提出いたします。

## 青梅市公園条例等の一部を改正する条例

(青梅市公園条例の一部改正)

第 1 条 青梅市公園条例（昭和 4 1 年条例第 1 8 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条の 7 の次に次の 1 条を加える。

(運動施設の敷地面積の基準)

第 1 条の 8 都市公園についての政令第 8 条第 1 項の条例で定める割合は、1 0 0 分の 5 0 とする。ただし、やむを得ない理由があるものとして市長が規則で定める都市公園については、当該割合を規則で定める割合とすることができる。

第 6 条の 3 第 1 項中「および公園駐車場」を「および公園附属施設」に改め、「有料公園」の次に「等」を加え、同条第 2 項中「有料公園」の次に「等」を加え、同条の次に次の 1 条を加える。

(有料公園等の利用承認)

第6条の4 有料公園等を利用しようとする者は、市長の承認を受けなければならない。

2 市長は、管理上必要があると認めるときは、前項の承認に条件を付することができる。

3 第1項の承認を受けた者は、承認を受けた目的以外に有料公園等を利用してはならない。

第7条第2項中「前条の」を「第6条の3に規定する」に改め、「有料公園」の次に「等」を加え、同条の次に次の1条を加える。

(使用料の不還付)

第7条の2 既納の使用料は還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部または一部を還付することができる。

(1) 天災地変その他使用者の責めによらない理由により使用できなかつたとき。

(2) 市長が公益上その他やむを得ない理由により使用を取り消し、または使用を中止させたとき。

(3) 使用者が使用を開始する7日前までに使用の取消しの申出をし、市長がこれを承認したとき。

別表第2中「有料公園」の次に「等」を加え、同表釜の淵公園大柳駐車場の項の前に次の1項を加える。

永山公園風の子・太陽の子広場キャンプ場	24時間(24時間に満たない場合は、24時間とする。)ごとに300円	1区画当たり
---------------------	------------------------------------	--------

(青梅市体育施設条例の一部改正)

第2条 青梅市体育施設条例(昭和47年条例第38号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「、風の子・太陽の子広場」を削る。

第5条第1項第2号中「、風の子・太陽の子広場」を削る。

別表第1、別表第2、別表第4および別表第6中風の子・太陽の子広場の項を削る。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。ただし、第1条中第1条の7の次に1条を加える改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際、この条例による改正前の青梅市体育施設条例第2条の規定により、現にされている風の子・太陽の子広場キャンプ場の使用の承認は、この条例の規定による永山公園風の子・太陽の子広場キャンプ場の利用の承認とみなす。

## 青梅市公園条例等の一部を改正する条例要綱

## 1 改正の理由

青梅市公共施設等総合管理計画にもとづく公共施設のあり方に関する検討結果を踏まえ、体育施設として設置している風の子・太陽の子広場を公園施設として見直すほか、都市公園法施行令（昭和 3 1 年政令第 2 9 0 号）の一部改正に伴い、都市公園に設ける運動施設に関する基準を定めようとするものである。

## 2 改正する条例および内容

## (1) 青梅市公園条例の一部改正

## ア 都市公園法施行令の改正に伴う規定の整備

都市公園に設けることができる運動施設の敷地面積の割合の上限を 1 0 0 分の 5 0 とする（参酌基準のとおり）。ただし、やむを得ない理由があるものとして市長が規則で定める都市公園については、当該割合を規則で定める割合とすることができる。（第 1 条の 8 関係）

## イ 風の子・太陽の子広場に関する規定の追加

(ア) 有料で利用させることができる公園施設を次のように加える。  
（第 6 条の 3 ・別表第 2 関係）

名称	金額	単位
永山公園風の子・太陽の子広場キャンプ場	24 時間(24 時間に満たない場合は、24 時間とする。) ごとに 300 円	1 区画当たり

(イ) 利用の承認に関する規定を追加する。（第 6 条の 4 関係）

## ウ その他所要の規定の整備

## (2) 青梅市体育施設条例の一部改正

風の子・太陽の子広場に関する規定を削る。（第 2 条・第 5 条・別表第 1 ・第 2 ・第 4 ・第 6 関係）

## 3 施行期日等

## (1) 施行期日

ア 2 (1)アの改正 公布の日

イ その他の改正 平成 3 1 年 4 月 1 日

(2) 経過措置

永山公園風の子・太陽の子広場キャンプ場の利用について、必要な経過措置を置く。

青梅市公園条例等の一部を改正する条例新旧対照表

○第1条による改正（青梅市公園条例（昭和41年条例第18号））

改正後	現行	備考
<p>(特定公園施設の設置基準) 第1条の7 略</p> <p><u>(運動施設の敷地面積の基準)</u> 第1条の8 都市公園についての政令第8条第1項の条例で定める割合は、100分の50とする。ただし、やむを得ない理由があるものとして市長が規則で定める都市公園については、当該割合を規則で定める割合とすることができる。</p> <p>(有料公園等) 第6条の3 市長が有料で利用させることができる公園および公園付属施設（以下「有料公園等」という。）は、別表第2のとおりとする。 2 市長は、有料公園等の開園期間、休園日および開園時間を定めることができる。</p> <p><u>(有料公園等の利用承認)</u> 第6条の4 有料公園等を利用しようとする者は、市長の承認を受けなければならない。 2 市長は、管理上必要があると認めるときは、前項の承認に条件を付することができる。 3 第1項の承認を受けた者は、承認を受けた目的以外に有料公園等を利用してはならない。</p> <p>(使用料) 第7条 略 2 第6条の3に規定する有料公園等を利用しようとする者は、別表第2に定める使用料を納入しなければならない。</p>	<p>(特定公園施設の設置基準) 第1条の7 略</p> <p>(有料公園等) 第6条の3 市長が有料で利用させることができる公園および公園駐車場（以下「有料公園」という。）は、別表第2のとおりとする。 2 市長は、有料公園の開園期間、休園日および開園時間を定めることができる。</p> <p>(使用料) 第7条 略 2 前条の 有料公園 を利用しようとする者は、別表第2に定める使用料を納入しなければならない。</p>	

3 略

(使用料の不還付)

第7条の2 既納の使用料は還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部または一部を還付することができる。

- (1) 天災地変その他使用者の責めによらない理由により使用できなかったとき。
- (2) 市長が公益上その他やむを得ない理由により使用を取り消し、または使用を中止させたとき。
- (3) 使用者が使用を開始する7日前までに使用の取消しの申出をし、市長がこれを承認したとき。

別表第2 (第6条の3、第7条関係)

有料公園等およびその使用料

名称	金額	単位
吹上しょうぶ公園	200円 (小学生以下の者は、無料とする。)	1人1回
梅の公園		
永山公園風の子・太陽の子広場	24時間 (24時間に満たない場合は、24時間とする。) ごとに300円	1区画当たり
釜の淵公園大柳駐車場	自動車 (2輪のもの (側車付きのものを除く。)) を除く。) 1時間 (1時間に満たない場合は、1時間とする。) ごとに100円	1台当たり

3 略

別表第2 (第6条の3、第7条関係)

有料公園等およびその使用料

名称	金額	単位
吹上しょうぶ公園	200円 (小学生以下の者は、無料とする。)	1人1回
梅の公園		
釜の淵公園大柳駐車場	自動車 (2輪のもの (側車付きのものを除く。)) を除く。) 1時間 (1時間に満たない場合は、1時間とする。) ごとに100円	1台当たり

○第2条による改正 (青梅市体育施設条例 (昭和47年条例第38号))

改正後	現行	備考
<p>(使用の承認)</p> <p>第2条 体育施設を使用しようとする者は、青梅市長 (以下「市長」という。) の承認を受けなければならない。ただし、沢井市民センター</p>	<p>(使用の承認)</p> <p>第2条 体育施設を使用しようとする者は、青梅市長 (以下「市長」という。) の承認を受けなければならない。ただし、沢井市民センター</p>	

プール\_\_\_\_\_および友田レクリエーション広場の使用については、別表第2に掲げる付属施設のほかは、この限りでない。  
2 および 3 略

(使用料)

第5条 次の各号に掲げる者は、それぞれ当該各号に定める額の使用料を納入しなければならない。

(1) 略

(2) 永山公園総合運動場、市民球技場、わかぐさ公園野球場、ちがむら球技場\_\_\_\_\_、東原公園球技場、友田レクリエーション広場および青梅スタジアムの別表第4に掲げる施設の利用者 別表第4に定める額

(3) および(4) 略

2 略

別表第1 (第1条関係)

名称	位置
略	
東原公園球技場	東京都青梅市今寺5丁目11番地
略	

別表第2 (第2条関係)

施設名	付属施設
友田レクリエーション広場	ソフトボール場 庭球場

別表第4 (第5条関係)

施設名	種別	施設数	使用単位	使用料
				1施設1単

プール、風の子・太陽の子広場および友田レクリエーション広場の使用については、別表第2に掲げる付属施設のほかは、この限りでない。  
2 および 3 略

(使用料)

第5条 次の各号に掲げる者は、それぞれ当該各号に定める額の使用料を納入しなければならない。

(1) 略

(2) 永山公園総合運動場、市民球技場、わかぐさ公園野球場、ちがむら球技場、風の子・太陽の子広場、東原公園球技場、友田レクリエーション広場および青梅スタジアムの別表第4に掲げる施設の利用者 別表第4に定める額

(3) および(4) 略

2 略

別表第1 (第1条関係)

名称	位置
略	
東原公園球技場	東京都青梅市今寺5丁目11番地
<u>風の子・太陽の子広場</u>	東京都青梅市勝沼2丁目469番地
略	

別表第2 (第2条関係)

施設名	付属施設
<u>風の子・太陽の子広場</u>	野外ステージ キャンプ場 集会施設
友田レクリエーション広場	ソフトボール場 庭球場

別表第4 (第5条関係)

施設名	種別	施設数	使用単位	使用料
				1施設1単



				位当たり
略				
ちがむら球技場	野球場	1	2	2,000
	庭球場	2	2	400
略				

備考 略

別表第6（第7条関係）

施設名	休場日	使用時間	摘要
略			
東原公園球技場	1月1日から同月31日まで 12月29日から同月31日まで	午前9時から午後9時30分まで。 ただし、水泳場の使用時間を除く。	左の使用時間について、市長が認める場合は、この限りでない。
略			

備考 略

				位当たり
略				
ちがむら球技場	野球場	1	2	2,000
	庭球場	2	2	400
風の子・太陽の子広場	野外ステージ	1	4	100
	キャンプ場	10	24	300
	集会施設	1	4	100
略				

備考 略

別表第6（第7条関係）

施設名	休場日	使用時間	摘要
略			
東原公園球技場	1月1日から同月31日まで 12月29日から同月31日まで	午前9時から午後9時30分まで。 ただし、水泳場の使用時間を除く。	左の使用時間について、市長が認める場合は、この限りでない。
風の子・太陽の子広場	1月1日から同月31日まで 12月29日から同月31日まで	午前9時から午後5時まで	野外ステージの使用時間については、午前9時から午後9時までとする。 キャンプ場の使用時間については、午前9時から翌朝午前9時までとする。
略			

備考 略

<p style="text-align: center;"><u>付 則</u> <u>(施行期日)</u></p> <p>1 <u>この条例は、平成31年4月1日から施行する。ただし、第1条中第1条の7の次に1条を加える改正規定は、公布の日から施行する。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(経過措置)</u></p> <p>2 <u>この条例の施行の際、この条例による改正前の青梅市体育施設条例第2条の規定により、現にされている風の子・太陽の子広場キャンプ場の使用の承認は、この条例の規定による永山公園風の子・太陽の子広場キャンプ場の利用の承認とみなす。</u></p>		
---	--	--